

大阪府中小企業団体中央会の会員皆様へ

ストレスチェックの実施はお済みでしょうか？

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は弊社業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法が改正され、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、**従業員50名以上いる事業所では、2015年12月から毎年1回従業員に対するストレスチェックを実施することが義務化されております。**

※ 従業員50名未満の事業場は、当面努力義務とされています。

また、**ストレスチェックの実施状況は、毎年、労働基準監督署に報告する必要があります。**
1回目のストレスチェックはお済みでしょうか。

このような環境変化を受け、弊社で導入している業務災害補償プランにご加入のお客様に対してストレスチェックを無償で実施できるサービスもございます。

ストレスチェックの実施に当たり、ご相談ございましたら弊社までお問い合わせください。

ストレスチェックとは

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票（選択回答）に従業員が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です。

何のために実施するのか？

従業員が自分のストレス状態を知ること、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場の改善につなげたりすることで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

※ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策の詳細は下記アドレスをご覧ください。

・働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianeihou/>